

解脱山光輪寺納骨壇規約

(目的)

第1条 この規約は、光輪寺納骨壇の管理・使用に関する基準を定め、その管理・使用の適正を図ることを目的とする。

(管理)

第2条 光輪寺納骨壇は、光輪寺住職がこれを管理する。

(納骨壇使用の目的)

第3条 納骨壇は、遺骨の入った骨箱、法名帳（過去帳）、繰り出し位牌を安置する以外に使用することはできない。

(使用の許可)

- 第4条
- 1 原則、光輪寺門信徒であるものとする。
 - 2 納骨壇使用希望者は、この規定に従い管理者の許可を得なければならない。
 - 3 納骨壇使用希望者は、所定の様式（納骨壇使用申込書）にて申し込みをする。
 - 4 納骨壇使用申込書の記載事項を納骨壇使用者名簿に記録し、これを保管する。

(使用上の制限)

- 第5条
- 1 納骨壇の使用は、許可を得た一使用者につき一区画とする。
 - 2 使用する区画は、管理者と使用者が協議の上選定する。
 - 3 納骨壇の使用を許可された者は、現状を変更することはできない。

(使用期間)

- 第6条
- 1 納骨壇の遺骨は、管理者と使用者が協議の上、何年間（何回忌まで）納骨壇にて管理するかを決め、その管理期間ののちに遺骨を当寺共同墓に移し、納骨することとする。
 - 2 法名帳（過去帳）、繰り出し位牌の管理については、管理者と使用者が協議の上決めることとする。

(使用冥加金)

- 第7条
- 個別納骨壇【小】（骨箱2つ、法名帳・繰り出し位牌が入る大きさ）5万円
個別納骨壇【大】（骨箱4つ、法名帳・繰り出し位牌が入る大きさ）8万円
合同納骨壇【合同区画】3万円
《骨箱（遺骨）を納める場合は、管理期間後の共同墓への納骨懇志10万円が必要》

(住所変更届)

第8条 使用者は、住所または連絡先に変更があった時は、速やかに管理者に届け出ること。

(管理者の免責)

第9条 管理者は、納骨壇が自然災害等で生じた損害に対しては、その責任を負わない。

附則

本規約は2024（令和6）年4月10日より施行する。